

○米沢市競争入札参加資格者指名停止基準

別表（第2条関係）

指名停止基準

令和7年6月1日改正

措置要件	期 間
（虚偽記載） (1) 市の競争入札参加資格審査申請における当該申請書及び添付書類（市長が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、工事等の契約（以下「調達契約」という。）の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
（過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入） (2) 市と締結した調達契約の履行に当たり、過失により建設工事、土木設計業務、建築設計業務、工事に係る測量・調査業務、物品納入、製造の請負、役務提供（以下「調達品等」という。）を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 (3) 県内における他の公共機関の調達契約の履行に当たり、過失により調達品等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内 当該認定をした日から1月以上6月以内
（契約違反） (4) 市と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき（第2号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1月以上8月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） (5) 市と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたときと認められるとき。 (6) 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内 当該認定をした日から1月以上3月以内
（安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故） (7) 市と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (8) 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内 当該認定をした日から2週間以上2月以内
（県外における公衆損害事故、事業関係者事故） (9) 県外における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が	当該認定をした日から1月

著しく不適切であったため、公衆又は事業関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が特に重大であると認められるとき。	以上 6 月以内
(贈賄)	
(10) 有資格業者である個人、有資格業者の役員(以下「役員」という。)又はその使用人(以下「使用人」という。)が、市職員又は県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 月以上 24 月以内
(11) 役員又は使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 24 月以内
(独占禁止法違反行為)	
(12) 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内
(13) 市又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(14) 市又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 月以上 24 月以内
(15) 役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 24 月以内
(暴力団の排除)	
(16) 代表役員等若しくは、一般役員等が米沢市暴力団排除条例(平成 24 年米沢市条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員若しくはその関係者(以下「暴力団関係者等」という。)であるとき、又は暴力団関係者等有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(17) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
(18) 代表役員等又は一般役員等が暴力団又は暴力団関係者等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
(19) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
(20) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
(建設業法違反行為)	
(21) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、役員	当該認定をした日から 3

又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (22) 東北管内において、建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分がなされ、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。) (不正又は不誠実な行為) (23) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (24) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
---	---